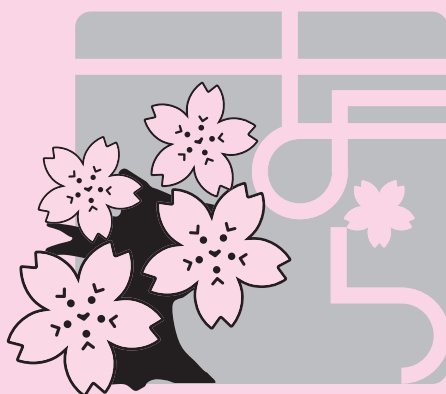


奈良県
理学療法士協会
会誌



No.29, 2023

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

Contents

* 巻頭言	理事 河村 隆史	1
* 育休パパPT奮闘記		3
* 各部・委員会の活動紹介		5
* 協会の活動紹介		25
* 院所・施設紹介		33
* 受賞者紹介		35
* (公社) 奈良県理学療法士協会 定款		37
* (公社) 奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項		49
* (公社) 奈良県理学療法士協会 組織図		75
* (公社) 奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿		77
* (公社) 奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿		99
* 編集後記		



卷頭言

人類にとって未知のウイルスが世界を震撼させ3年が経過しました。ようやく日本でもその脅威のウイルスへの対応を、季節性インフルエンザと同じ感染症法上の分類5類へと移行することになります。

このウイルスが蔓延した社会において、我々のコミュニケーションの取り方は大きく変化しました。以前は研修会、会議、面会などなど、人と人が顔を見て、息づかいを感じ、その空気感を感じながらコミュニケーションをとっていました。しかし、「3密を避けましょう」という合言葉？のような言葉の通り、顔を見ることがあってもそれは画面越しであり、会議や研修の場では一人が話すと全員がそれを聞く、私語も出来ないような状態となりました。直接会うことがはばかれる世の中となったため、テレワークや画面越しの面会がせめてものコミュニケーションツールとなりました。それが出来たことでほんの少しではありますが世間とつながりを感じることができたのですが…。

2023年3月、マスクの着用に関して緩和されつつあった中、日本中、世界中を感動させたWBCが開催されました。人類初の二刀流の大谷選手の活躍はすでに知るところではありますが、その選手の一挙手一投足に一喜一憂しました。スポーツバーやパブリックビューイングで声を出しての応援、素晴らしいプレーや勝利の瞬間には隣の人とハイタッチやハグをして喜び合う姿を見て、世の中が少しずつ戻ってきたのを実感しました。

このWBCの日本代表チームが世界一を奪還するために重要視されたのは、チーム力でした。チーム力向上のために、指揮官は選手個々への対話と気遣いを大切にされました。あえてキャプテンを置かないチーム作りの中で、最年長となるダルビッシュ有選手が率先してリーダーシップを発揮し、投手のみならず、野手や裏方さんたちとも食事をする機会を設け、選手やスタッフがコミュニケーションを深めていきました。チームが発足して短期間ではありましたが、直接対話をする機会を設けチームの一体感を作り上げたことが、日本を14年ぶりに世界一に導いたのだと強く感じました。

さて、理学療法士に目を戻してみると、コロナ禍でのコミュニケーションはどうだったでしょうか。理学療法士同士、理学療法士と他職種、理学療法士と患者や利用者、またその家族、そういった方々としっかりと対話できたでしょうか。先にも述べたように、画面を通して対話することはできたかもしれません。しかし画面の奥に見える相手の意図や気持ち、空気感まで汲み取ることが果たしてできたでしょうか。

理学療法士は人と接し、相手の思いを知り、自分の思いを伝える。技術の向上においては、力感や肌感といったものが非常に重要だと私は考えます。

繰り返しになりますが、5月以降、猛威を振るったコロナウイルスは5類となります。

私自身も含め、人はWEBという便利でとても楽なコミュニケーションツールを覚えてしまったように感じます。しかし私は人と接することが重要な理学療法士として、研修会等には重くなってしまった腰を上げ、自分のモチベーションを奮い立たせ、対面で勉強していきたいと考えています。また会議への参加、患者や利用者その家族との面談も直接対話をして、本音を聞き出すことが出来たら良いなと考えています。

奈良県理学療法士協会の事務所は、現在の香芝市五位堂から橿原市久米町の橿原商工経済会館5階へ移転する予定です。新事務所には広い研修室や会議室が設けられています。会員の皆様には、以前に比べ非常に充実した事務所を存分に使用し、奈良県理学療法士協会会員のチーム力の向上と、会員間のコミュニケーションを図るためのツールとして、有意義に使っていただけることを願っています。

橿原神宮前駅から徒歩2分、是非一度、対話のできる新事務所へ足をお運びください。

育休パパ PT 奮闘記

育休パパPT奮闘記

社会医療法人 健生会 土庫病院
野網涼太

①育児休暇が明けてどうですか？

半年間育児休暇を取らせて頂きましたが、子供一人を育てるのがこんなに大変だとは思いませんでした。妻一人に任せていたらと思うとゾッとするぐらいです。3時間に1回授乳、その授乳も1時間くらいかかり、そのあと寝かしつけに1時間以上、おむつ替えに家事。この時点で寝る時間も食事する時間もないです。さらに妻は帝王切開での出産だったため傷が痛くて最初の1.2ヶ月はなかなか動くことができなかったのも、かなり大変でした。こういった帝王切開の場合や普通分娩の場合でも、出産は「女性は大きな事故にあったくらいのダメージを受けている」という話もあるくらい、出産後は通常の状態ではないといわれているので、妻一人では大変だと思います。

しかし、大変なことばかりではありませんでした。育児に集中する期間があることで一生ものの素敵な体験もできると思います。育休前は「育児って大変なんだろうな」と漠然としか思わなかったですが、実際に参加したら、寝られないし、やることが多くて毎日クタクタ。どれだけ大変なのか体験できたことが、僕にとっては大きな価値でした。ここまで大変なことを夫婦で乗り越える機会なんてそうないですし、子どもが大きくなって「あの時大変だったね？」と夫婦で振り返ることができます。毎日24時間子どもと過ごしたことで、成長をつぶさに見ることができました。髪が伸びてきた、顔が変わってきた、目元がどっちかに似てきたとか、長く一緒にいるから、そういう成長の機微を感じることができました。

②なぜ取ろうと思ったのか？

まず、お互いの実家が遠くて里帰り出産が出来ませんでした。その上、お互いの親はまだ現役で働いているので、手を借りることは現実的に難しかったです。妻は帝王切開での出産を予定していましたので、1.2ヶ月はなかなか動けないことも前もって想定して夫婦で話し合った結果、自分たちで協力し合えば何とかかなりそうということになり、育休を取ることを決意しました。もう一つは、一日一日が変化しやすいこの赤ちゃんの成長を、奥さんと一緒に見届けたいということもありました。一度きりの人生の中で、子どもと過ごすための制度が整っているのに使わなければ、きっと後悔するだろうと思ったからです。

③育児休暇のメリット・デメリット

メリットは三つあります。

一つ目は、子育てに関わることができるということです。育児休暇を利用することで、父親も子育てに積極的に関わることができます。子どもが生まれた時から、父親も一緒に

育てることで、子どもとの絆や親子関係を深めることができます。当初は慣れないことばかりで苦労の連続でしたが、次第にコツをつかみ、娘の成長を楽しめるようになっていきました。ずっと一緒にいることで、日々のちょっとした成長を感じ取れるようになりました。少しずつできることが増えていく娘の様子を家族の中で最初に感じることで『今日はこんなことができるようになったよ!』と妻に伝えられるというのは、想像以上に素晴らしい経験でした。

二つ目は、仕事の効率が上がるということです。育児に関わることで、「家庭の大切さや重要性」をより理解し、仕事にもその思考が生かされると思います。実際に復帰してからは仕事のモチベーションが上がり、より一層家族や家庭を支えるために頑張ろうと思うようになりました。

三つ目は、妻との関係性です。妻や子どもとのコミュニケーションを深めるという点だけ見ても、育児休暇を取得する意味は大いにあると思います。しっかり子どもと向き合うことは、親子にとっても夫婦にとってもメリットが多いと感じました。

デメリットも三つあります。

一つ目は収入が減るということです。育児休暇中は、給料の67%、半年以降は50%となります。また、申請してから振り込まれるまでも少し期間が必要なので貯金がないと少し厳しいかも知れません。

二つ目は、仕事がうまく回らなくなることが懸念されます。育児休暇中は仕事がストップしてしまい、復帰後に現場から取り残されてしまう可能性があります。また、同僚からは理解されにくいことがあるかもしれません。半年ぶりに復帰したら僕がいなくても仕事は回っていました。また、育休休暇中に新しくメンバーが加わって顔ぶれも変わっていて新鮮さがありました。僕は復帰後1週間くらいで、育児休暇前ぐらいの仕事に戻れました。それは、管理職の方々が少しでも働きやすいように色々の面でサポートして下さったからだと感じています。

三つ目は、男性差別のプレッシャーです。男性が育児休暇を取得することがまだまだ一般的ではないため、周囲から「男性が育児休暇を取るのは変だ」というプレッシャーを感じることもあるかもしれません。実際に日本の男性育休取得率は13.97%とまだまだ低いです。

④まとめ

僕は上司や職場に理解がありましたが、そうでない事情の方も多いと思います。僕も職場に理解があってもやっぱり不安でした。ただ、我が子が赤ちゃんの時期を一緒に過ごすのも、その大変な時期を妻と乗り越える経験もその時しかできないことです。今回の育児休暇を通して大変多くのことを学ぶことができました。今、感じている不安を乗り越えてあまりある素敵な体験が育児休暇にはあるとおもいます。

各部・委員会の活動紹介

介護保険部

部長 浦上 貴仁

介護保険部では、介護保険分野の理学療法・リハビリテーションに関する「情報収集および情報提供またはその相談窓口」、「情報交換会や勉強会等の研修事業」を主な責務として活動しています。

活動目的としては、会員の皆様がより円滑に介護保険分野での理学療法の提供を行えるよう図り、社会的には、介護保険分野における理学療法提供体制の構築を促進することを目的としています。

毎年、「情報交換会」を開催し、会員の皆様の介護保険分野に関する悩みや疑問を相談・解決できるような場をつくるとともに、会員間の横の繋がりをつくることを目的として実施しております。介護報酬改定の時期には、情報収集と発信を行い、参加者同士での情報交換も行っています。今後も継続的に実施していく予定としていますので、是非ご参加ください。

また、会員の皆様からのお問い合わせ・ご意見等ございましたら、奈良県理学療法士協会 HP もしくはメールにて承りますので、お気軽にご連絡ください。

(問い合わせ先：きよ女性クリニック 浦上 t.urakami.61@gmail.com)

理学療法啓発部

部長 田中 満勝

理学療法啓発部は、年間関連事業の企画・運営、協会関連グッズ等を通じて、理学療法士について知っていただくことで、一般の方々の健康に貢献することを主な活動としています。

新型コロナウイルス感染症拡大により昨年度に続き、今年度においても理学療法フェスタを中止とさせて頂きました。

例年、イオンモール大和郡山店にて開催し、イベント内容は毎年恒例の「公開講座」「理学療法啓発活動（相談会）」「体力測定」の3部構成となっています。

また、この企画に運営スタッフとして参加して頂いた会員は、「地域包括ケア・介護予防推進リーダー制度の士会指定事業参加者」の認定を受ける事ができるため、次年度以降の開催時には多数の先生方にご協力頂ければと思います。

理学療法啓発の一環として今年度の「理学療法川柳の募集」において200句を超える応募を全国から頂き、多くの方々に奈良県理学療法士協会の活動を知って頂く機会となりました。

今後は、奈良県理学療法士協会のホームページや、SNSの活用も視野に入れ、より多くの皆様に我々「理学療法士の活動」をリアルタイムにご紹介できるようスタッフ一同で検討してまいります。

例年この場をお借りして皆様をお願いしておりますが、新しい企画・講演会の要望等、また随時部員を募集しておりますのでご興味ございましたら、気軽に啓発部（訪問看護ステーションたいむ：田中 満勝）までご連絡下さい。

問い合わせ先メールアドレス：narapt_keihatsubu@yahoo.co.jp

理学療法フェスタ

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大にて中止。

フェスタの代替として、「理学療法の日」（7月17日）のチラシを作成し、新聞折込みにて奈良県全域に配布。

なら理学療法川柳

募集期間：2022年9月19日～9月30日

応募総数：202句

入選作品

- 【最優秀賞】 リハ励み 横断歩道の ビリ卒業
【会長賞】 療法士 立てば歩めと 親みたい
【佳作】 日々日課 マスクとリハビリ 外せない
リモートで リハの成果を 披露する
コロナ後の 旅を夢見て 励むリハ
立てば歩め 昔は我が子 いま親に
子が語る 夢は一流 療法士
骨折れて 心は折れず リハ通い
自粛中 チャンスと捉え リハ励む
僕の膝 笑っているのも 今のうち
コロナニモ 雨ニモマケズ リハビリへ
リハビリが 吾の寝ガティブを 歩ジティブ

生涯学習部

部長 中村 潤二

生涯学習部では、日本理学療法士協会の生涯学習の履修や各専門領域における認定・専門理学療法士取得の支援を行っています。この生涯学習制度は2022年度に新生涯学習制度に更新されました(図1)。この制度では、前期研修、後期研修があり、これらを修了することで登録理学療法士となります。これらの研修は座学や実地研修で構成され、最短で合計5年で修了することができ、多くの座学はe-ラーニングでの受講が可能です。e-ラーニングは入会年の9月から受講可能な予定です。また奈良県理学療法士協会では、2022年に前期研修の一部を対面(Web)で開催し、次年度も同様に開催予定としています。

前期研修の実地研修は自施設に実地指導者(登録理学療法士)の方がおられる場合、そうでない場合で履修の流れが異なります。登録理学療法士の方がおられない場合には、e-ラーニングや症例検討会の徴候、他施設の見学研修の受講が必要となります。

後期研修の研修では、症例検討会の発表や聴講が必要となります。登録理学療法士になられた方は5年ごとの更新制となり、カリキュラムコードに準じたポイントの取得や更新時研修の受講により更新できます。これらの症例検討会や研修会は自施設で開催するものも申請することで単位認定可能となり、奈良県理学療法士協会では申請要件を定めています。

また、登録理学療法士を基盤とし、自らの専門性をさらに高めるために認定・専門理学療法士制度があります。これらの取得には研修や学会への参加などを行う必要があります。

これらの新制度に関して、複雑な制度のため、会員の皆様は一度、下記の日本理学療法士協会ホームページをご覧ください。

<https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/new/>

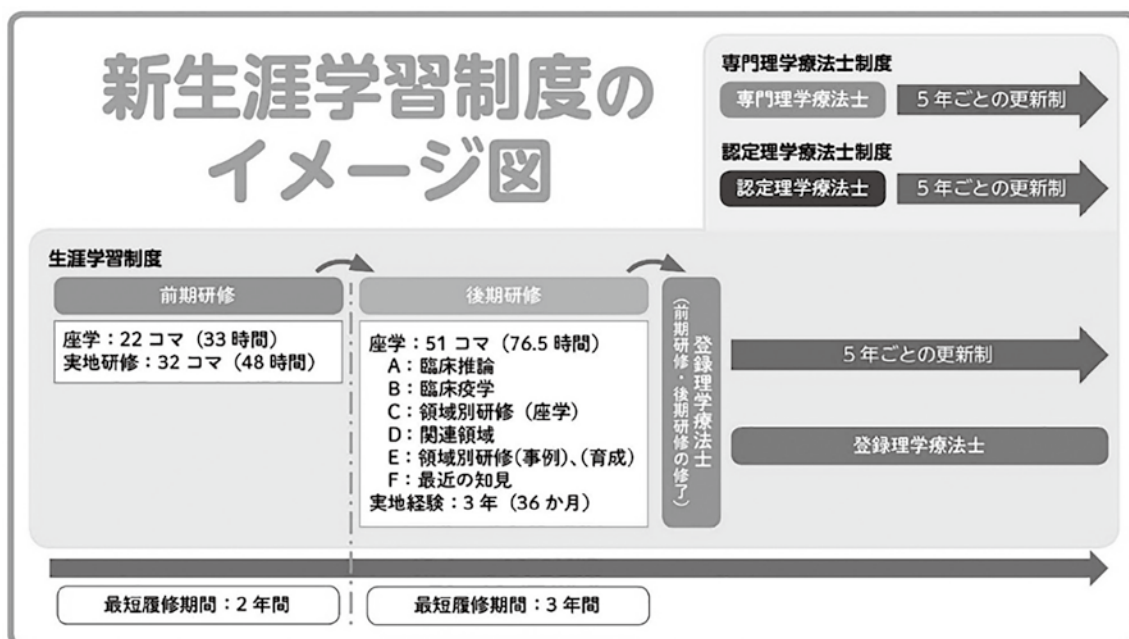


図 1

研修部

部長 岩佐 精志

研修部では、研修会の企画・開催と理学療法士講習会の開催を行っております。理学療法の分野が多岐に広がってきていますので、研修会ではテーマの偏りがないように、各回、様々な分野で活躍されている講師に講演をお願いしています。通常の研修会であれば高額な参加費が必要な講演を、会員であれば1000円程度というお手頃価格で受講できることが最大の魅力です。

2022年度は、理学療法士講習会では「エビデンスに基づく脳卒中理学療法の臨床実践」「吸引の基本と実際～人工呼吸器を用いて～」を開催致しました。理学療法士講習会は応用的なものから実技を含めたものなど翌日から臨床で役立つような内容になっています。

会員の皆様が自らの専門性を高め、良質なサービスおよび学識の向上に貢献できるよう、今後も企画・運営に努めていきたいと考えております。会員の皆様も奮って研修会・理学療法士講習会へ参加していただきますようお願い致します。

なお、研修会・講習会では当日の受付作業を簡略化するために、事前にホームページにて申込+決済まで実施することになっています。また、開催を案内するために「お知らせメール」の活用を行っておりますので、ご登録がまだの方は登録の手続きをよろしくお願い致します。今後も会員の皆様に、より良い研修会・講習会を提供出来るように、尽力してまいりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

最後に、研修部では随時部員を募集しています。ご興味ある方は気軽に下記までご連絡下さい。

問い合わせ先：天理よろづ相談所病院 リハビリテーション部

岩佐 精志（いわさ きよし）

メールアドレス：typtiwasa@gmail.com

学術誌部

部長 徳田 光紀

学術誌部では、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発刊しています。昨年度も奈良理学療法学 No.15 を無事に発刊することができました。部員4名で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。理学療法学の学術基盤を構築し、発展させていくことは、我々にとって大きな命題であり、よりよい理学療法を多くの対象者に提供していくことにつながればと考えております。その手段として、(公)奈良県理学療法士協会においても学術誌を通して会員間で学術交流を図り、臨床知見や研究成果を会員外の方とも共有できれば、理学療法学という学問の発展にも寄与できると考えております。是非、会員の皆様方の研

究活動の成果をご投稿いただけますようよろしくお願い申し上げます。多くの投稿を心よりお待ちしております。

また、奈良理学療法学会はJ-STAGEに đăng載されています。以下よりフリーで読んでいただけますので是非ご一読いただければと思います。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/nararigakuryohogaku/-char/ja>

ホームページ管理部

部長 久野 剛史

ホームページ管理部では、奈良県理学療法士協会主催の研修会や日本理学療法士協会からの情報、分科学会・ブロック学会など、理学療法関連の学会・研修会の案内などの掲載をしています。

○お知らせメール配信

100件以上の研修会・学会のお知らせを配信しています。お知らせメール登録をしていただくと、いち早く情報入手することが可能です。参加人数制限がある研修会に有利になります。まだ登録されていない方はこの機会に是非ご登録ください。

<https://narapt.jp/mail/k=2/>



○生涯学習・職能情報

生涯学習（登録理学療法士、認定理学療法士、専門理学療法士の取得・更新）や、職能（地域ケア会議推進リーダー、介護予防推進リーダー、フレイル対策推進マネージャー、協会指定管理者（初級・上級）の取得）等、奈良県理学療法士協会が主催する研修等を整理し、会員の皆様の計画的なキャリア形成に役立てやすい掲載を計画しております。今しばらくお待ち下さい。

○関連学会・研修会情報掲載依頼

日本理学療法士協会や奈良県理学療法士協会に関連した学会や研修会の情報の掲載依頼をホームページ右の「関連学会・研修会掲載依頼」よりご利用頂けます。閲覧は、学会・研修会新着情報の「その他」よりご利用頂けます。ぜひご活用下さい。

○求人情報掲載

理学療法士を対象とした求人広告の掲載を無料でお受けしています。ホームページ下部の掲載依頼・閲覧が可能です。

第31回奈良県理学療法士学会準備委員会

学会長 高島 正治

準備委員長 後藤 総介

昨年に続きまして、2022年度の第31回奈良県理学療法士学会準備委員会の活動について報告させていただきます。

2023年度に突入してからも、コロナウィルス感染拡大は大小の波を繰り返しながら、私たちの業務や生活に大きな影響を与えていました。7月末に学会開催が迫る中、ハイブリッド形式での開催としたものの、本当に開催できるのか、とにかく感染状況が気になり、日々の不安とも重なり、落ち着かない毎日を送っていたことを覚えています。

開催が日に日に近づいてくる中、実務作業は後藤準備委員長をはじめ各担当部門のリーダーの先生方が中心となり、着実に進めて下さっていました。多くの先生方が日々の理学療法業務に加え、それぞれのご所属におけるコロナ対応の非日常業に携わっておられたり、ご本人やご家族が感染してしまったりと本当に大変な中での作業であったと思います。昨年度の報告にも書かせていただいたように、私自身の新しいことへの不勉強などから作業についていけないことも多々あり、委員会の先生方には仕事をお任せするばかりの全く役に立たないポンコツ学会長でしたので、今振り返ってみましても準備委員の先生方にはご迷惑をおかけしたという気持ちと最大の感謝しかありません。

そして、いよいよ開催1か月前の6月の準備委員会の会議において、メンバーの先生方の頑張りにより、開催までの最終的な流れを確認することが出来て、後は何事もなく当日まで…と思ったことを記憶しています。

いよいよ、開催まで1か月を切った7月…嬉しいこともありました。一般参加の事前登録者数が瞬く間に定員に達したため参加者募集を打ち切ったところ、奈良県会員の多くの方々も参加登録できないという事態となり、急遽、増田会長から定員を大幅に拡大するよう指示をいただくこととなりました。あのコロナ禍、どんな形であれ学会に参加し学びを続けたいという多くの方々がいることとその期待が嬉しく、是非とも学会を成功させようと、委員会メンバー一同の身が引き締まったこと、士気が高まったことは忘れられません。(新しい形式へのチャレンジ、全国からの参加、これまでの奈良学会では経験したことのない事前参加登録者数に正直大きな不安もありました。本当に…)

そして、ついに本稿最大のドラマがやってきます。開催約2週間前だったと記憶しています。そうです、コロナウィルス感染拡大の大きな大きな波がやってきたのです(今となっては第何波かすら記憶にありませんが)。感染拡大防止および参加者の皆さんの安全確保の観点から、学会の開催形式をハイブリッド形式から完全Web開催へと変更することとなりました。そうなる可能性も想定しながらとは言え、開催形式という根本の部分の

直前での変更は非常に大きな衝撃でした。しかし、そんな状況においても、開催に向け委員の先生方は直前まで本当に頑張って対応して下さいました。確か、開催前夜に大きなトラブルが見つかり、開催直前まで後藤準備委員長と担当部署の先生方が対応して下さいていたことを記憶しています。

いよいよ開催当日は…準備委員の先生方や参加して下さいました先生方、その他関係して下さいました皆さんのおかげで大きなトラブルもなく無事に終了することが出来ました…と簡単に書いてしまいましたが、正直、開催までの緊張感とその後の虚脱感、開放感で当日のことはあまり記憶に残っていません。申し訳ありません。覚えているのは、お昼のお弁当が美味しかったこと、最後に学会長として皆さんの前でご挨拶をさせていただいた時の皆さんの表情が笑顔だったことです。それから、感極まり挨拶の言葉に少し詰まったことも…覚えています。

最後になりますが、一般参加者が500名を超え、コロナ禍においても学びの火を消さないという学会準備委員会としての使命は果たせたのではないかと考えています。言うまでもなく、これは後藤準備委員長をはじめ学会の準備委員の先生方の頑張りと同様様々な形で関わり助けて下さった関係の方々のお陰です。この場をお借りし、あらためて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

コロナウィルスに翻弄された2年間でしたが、私としましては、これからの学びの新しい形を経験させていただき、非常に多くのことを学ばせていただきました。そして、人と人が直接関わることの素晴らしさも強く再認識させていただきました。この貴重な機会を与えていただいた奈良県理学療法士協会の増田会長はじめ理事の先生方にあらためて感謝申し上げます。ありがとうございました。

因みにですが…開催の4日後にコロナウィルスに感染し、10日間ほど全く動けなくなっていました。きっちりと開催後に感染したことに関しては、自分を褒めたいと思いました。

2年度分に渡り、第31回奈良県理学療法士学会準備委員会の報告をお読みいただきありがとうございました。

第 32 回奈良県理学療法士学会準備委員会

学会長 岩田 健二

準備委員長 山田 哲也

2023年7月30日に奈良学園大学での対面開催が決定し、それに向けて17名の委員で準備を進めております。

コロナ禍での準備となっており、主にZOOMでの会議や、パソコン上での打ち合わせを重ねて当日を迎える形になっています。

身近な県内院所の先生方による教育講演やシンポジウムも合わせて企画しています。

準備委員一同、皆さんに満足していただけるよう精一杯準備を進めていきたいと思っております。多数のご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。

【開催行事について】

日 時：令和5年7月30日（日）

場 所：奈良学園大学

テーマ：「どんな取り組みをしていますか？他の施設が見逃せない」

表彰審査委員会

委員長 西山 章太

表彰審査委員会は、去年と同様の人員で活動しております。活動内容は、奈良県や日本理学療法士協会から依頼される各種表彰（叙勲・褒章、地域総合功労、医療功労賞、協会賞、感謝状等）に対して、本会員が該当するかを審査し理事会決定のもと返答しております。また、第30回奈良県理学療法士学会の新人賞、学会長賞の表彰をさせていただきました。さらに、奈良県理学療法士協会で定められた表彰についても審査しております。

最近では、本会員においても多岐にわたり活躍されておられる方も増えてきております。今後も一人でも多くの会員が表彰されるように努めてまいります。

新人研修委員会

委員長 梅本 康明

新人研修委員会は1～5年目を対象とした基礎的な研修会を運営しています。2022年度（令和4年度）は奈良県士会主催の研修会として開催し、合計360名の方が受講されました。

2023年度（令和5年度）も全7コースの開催予定です。例年と同様に様々な分野でのコースが、奈良県士会主催の研修会として開催されます。また、今年度からオンライン（ZOOM ウェビナー）と対面のハイブリッド形式で講義を行う予定です。

2022年度（令和4年度）実績

1. 委員会開催（4回）
2. 奈良県士会主催研修会

(1)「脳卒中リハビリテーション」コース

開催期間：2022年7月2日～2022年7月3日（全6回）計9時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）

受講者70名（会員69名 会員外1名）

講師 政田 純兵（市立奈良病院）
中村 潤二（西大和リハビリテーション病院）
尾川 達也（西大和リハビリテーション病院）
生野 公貴（西大和リハビリテーション病院）
辻本 直秀（西大和リハビリテーション病院）
藤井 慎太郎（西大和リハビリテーション病院）

(2)「運動器リハビリテーション」コース

開催期間：2022年8月21日（全4回）計6時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 熊田 直也（白庭病院）

受講者67名（会員67名 会員外0名）

講師 柴崎 彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）
山田 哲也（奈良西部病院）
久野 剛史（松倉病院）
熊田 直也（白庭病院）
徳田 光紀（平成記念病院）

(3) 「呼吸器リハビリテーション」コース

開催期間：2022年10月29日～2022年10月30日（全8回）計12時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 坂本 雅尚（平成記念病院）

受講者50名（会員49名 会員外1名）

講師 田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
鈴木 拓真（天理よろづ相談所病院）
坂本 雅尚（平成記念病院）
鈴木 広大（阪奈中央病院）
丸岡 満（天理よろづ相談所病院）
田岡 久嗣（天理よろづ相談所病院）

(4) 「装具リハビリテーション」コース

開催期間：2022年11月13日（全5回）計7時間30分

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）

受講者33名（会員33名 会員外0名）

講師 梅本 康明（奈良県総合リハビリテーションセンター）
乾 康浩（奈良県総合リハビリテーションセンター）
高田 博史（奈良県総合リハビリテーションセンター）
関口 貴弘（平成まほろば病院）
篠宮 健（奈良県総合リハビリテーションセンター）

(5) 「リスク管理のためのフィジカルアセスメント」コース

開催期間：2022年12月4日（全4回）計6時間

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 大垣 昌成（平成記念病院）

受講者52名（会員52名 会員外0名）

講師 増田 崇（奈良県総合医療センター）
和田 善行（平成記念病院）
大垣 昌成（平成記念病院）
坂本 雅尚（鷺栖の里）

(6) 「地域リハビリテーション」コース

開催期間：2023年1月8日、2023年1月15日（全7回）計10時間30分

開催場所：奈良県士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 山本 和典（平成まほろば病院）

受講者48名（会員48名 会員外0名）

講師 中川 勝利（訪問リハビリテーションみそら）
淵脇 崇（介護老人保健施設 ふれあい）
浦上 貴仁（きよ女性クリニック）
堀田 修秀（介護老人保健施設 鴻池荘）
山本 和典（平成まほろば病院）
中谷 充志（介護老人保健施設 ウェルケア悠）
増田 崇（奈良県総合医療センター）

(7) 「循環器リハビリテーション」コース

開催期間：2023年1月28日 2023年1月29日（全7回）計10時間30分

開催場所：奈良士会事務所（ZOOM ウェビナー開催）

コーディネーター 今井 誠（高井病院）

受講者40名（会員40名 会員外0名）

講師 田平 一行（畿央大学）
増田 崇（奈良県総合医療センター）
後藤 総介（天理よろづ相談所病院）
和田 祥武（高の原中央病院）
南里 直紀（高井病院）

専門領域委員会

委員長 榮崎 彰秀

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む5名です。現在5つの勉強会が活動しています。いくつかの勉強会では、日本理学療法士協会（日理協）の講習会や奈良県理学療法士協会主催研修会の実施や運営を担当しています。興味のある先生方は、是非ご参加頂ければと思います。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

①活動内容

- ・メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した。
- ・勉強会は Web 会議形式をとっていたので、例年どおり実施できた。
- ・活動日時：月2回 合計19回
- ・参加人数 8～20人

② 学会発表

- ・第8回日本呼吸理学療法学会：3演題
- ・第32回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：1演題
- ・第59回日本リハビリテーション医学会集会：1演題
- ・第5回日本リハビリテーション医学会秋季学術集会：2演題

③ 論文

- ・Nonaka Y, et.al. Brain natriuretic peptide levels and short physical performance battery scores independently influence short-term readmission rates in older patients with heart failure *Heart Vessels*. 2022. doi: 10.1007/s00380-022-02216-7. Online ahead of print.
- ・Sato T, et.al. Impact of inspiratory muscle strength on exercise capacity after lung transplantation. *Physiother Res Int*. 2022 ;27(3):e1951. doi: 10.1002/pri.1951. Epub 2022 Apr 9. PMID: 35396918.
- ・Nonaka Y, et.al. Characteristics of Older Patients with Heart Failure Readmitted due to Acute Exacerbations within the Past Year, *Physical Therapy Research*, Article ID E10187, Advance online publication December 28, 2022, Online ISSN 2189-8448, <https://doi.org/10.1298/ptr.E10187>

- ・野中 裕樹,他. 左室駆出率が保持された高齢心不全患者における Short Physical Performance Battery で分類した身体機能に関連する要因の検討, 循環器理学療法学, 2022, 1 巻 1 号, p5-18
- ・田平 一行. 呼吸リハビリテーション 運動療法 Pro の立場から, 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌, 2021, 31 巻, 1 号, p. 79-85
- ・木本 祐太,他. 高流量鼻カニューラで効果的な運動療法が実施できた肺ランゲルハンス細胞組織球症の一例, 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌, 2021, 30 巻, 3 号, p. 355-359.
- ・武田 広道,他. 要支援・要介護後期高齢者の咳嗽力と呼吸機能, 身体機能の関連, 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌, 2021, 30 巻, 2 号, p. 217-222

④研修会

タイトル:「吸引の基本と実際 (人工呼吸器を用いて)」

共催: 日本理学療法士協会, 奈良県理学療法士協会, 専門領域勉強会 呼吸器循環器勉強会

日時: 令和 5 年 2 月 18 日 9:00 ~ 16:30

場所: 畿央大学 P1 理学療法実習室, P201 講義室, P202 講義室

開催方法: リモートと対面のハイブリッド開催

参加者 20 名 (会員 20 名)

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表: 榮崎彰秀

○活動内容

- ・令和 4 年 4 月 21 日 第 130 回定期勉強会

参加人数 53 名 (Web 開催)

レクチャー「大腿骨頸部骨折①骨折の概要・基礎知識」 平成記念病院 森田匡博 先生
症例検討「投球障害の一症例～短期介入例～」 さくらい悟良整形外科クリニック 原康祐 先生

- ・令和 4 年 5 月 19 日 第 131 回定期勉強会

参加人数 47 名 (Web 開催)

レクチャー「大腿骨頸部骨折②理学療法評価方法」 白庭病院 清水智弘 先生
症例検討「有痛性外脛骨術後の症例」 岡波総合病院 清水恒良 先生

- ・令和 4 年 6 月 16 日 第 132 回定期勉強会

参加人数 49 名 (Web 開催)

レクチャー「大腿骨頸部骨折③理学療法の実際」 平成記念病院 城谷将輝 先生
症例検討「THA 後、鼠径部インピンジメント様疼痛が生じた一症例」
岡波総合病院 岡田佳大 先生

・令和4年7月21日 第133回定期勉強会

参加人数 33名 (Web開催)

レクチャー「肩腱板断裂修復術について」さくらい悟良整形外科クリニック 原康祐 先生

症例検討「繰り返しの不良動作により肩関節痛を発症した症例」

横浜市スポーツ医科学センター 唄大輔 先生

・令和4年9月15日 第134回定期勉強会

(Web開催)

レクチャー「TKA①手術に至った要因と概要・基礎知識など」松倉病院 平林和将 先生

症例検討「TKA後のextension lagに着目した1症例」 白庭病院 吉富真司 先生

令和4年10月20日 第135回定期勉強会

(Web開催)

レクチャー「TKA②評価について」 白庭病院 熊田直也 先生

症例検討「腱板断裂後関節症に対し腱板修復術・人工骨頭置換術を施行された症例～洗髪・結滞動作獲得に向けて～」 平成記念病院 原田侑真 先生

・令和4年11月17日 第136回定期勉強会

参加人数 30名 (Web開催)

レクチャー「人工膝関節全置換術 (TKA) の理学療法」 白庭病院 吉富真司 先生

症例検討「UKA後の膝窩部痛と非術側の伸展制限について」 岡波病院 岡田佳大 先生

・令和5年1月19日 第137回定期勉強会

(Web開催)

レクチャー「足関節果部骨折①」 松倉病院 松田強史 先生

症例検討「脛骨骨幹部骨折術後に下腿コンパートメント症候群様の症状を呈した一症例」

松倉病院 飯田和志 先生

・令和5年2月16日 第138回定期勉強会

(Web開催)

レクチャー「足関節果部骨折②」 奈良西部病院 山田哲也 先生

症例検討「肩関節後方亜脱臼症例」 さくらい悟良整形外科クリニック 原康祐 先生

・令和5年3月19日 奈良県理学療法士協会専門領域委員会第1回研修会・第3回学術集会

参加人数 77名 (ハイブリッド開催)

シンポジウム：15周年企画『エコーから見た触診の再考』

講師：城谷将暉 先生（平成記念病院）
 シンポジスト：柴崎彰秀（さくらい悟良整形外科クリニック）
 徳田光紀（平成記念病院）
 松田強史（松倉病院）

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

○活動内容

COVID-19 感染症の影響のため活動できなかった。

4) 3 学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：柴田 康太郎

○活動内容

日時：毎月 1 回不定期の金曜日 19：30～21：00

	内容	担当
4 月	呼吸管理に必要な解剖・生理	柴田康太郎（平成記念病院）
5 月	呼吸不全の病態と管理	坂本兼玲（平成記念病院）
6 月	血液ガスの解釈 呼吸機能とその検査法	瀧岡直史（平成記念病院）
7 月	人工呼吸とその適応、離脱 人工呼吸器の基本構造と保守及び医療ガス	新井輝祐（平成記念病院）
8 月	吸入・酸素・薬物療法、 NPPV とその管理法、在宅人工呼吸	岡村りお（平成記念病院）
9 月	気道確保と気道管理 小児の呼吸管理	柴田康太郎（平成記念病院） 坂本兼玲（平成記念病院）
10 月	開胸・開腹手術後の肺合併症、人工呼吸中のモニター 1,2、呼吸不全の全身管理、人工呼吸中の集中治療	坂本雅尚（介護老人保健施設鷺栖の里）
11 月	問題形式とその解説	柴田康太郎（平成記念病院）

場 所：奈良県理学療法士協会事務所にて ZOOM を使用

内 容：3 学会合同呼吸療法認定士試験に向けて、ウェビナー形式にて勉強会を実施

勉強会への参加者 26 名

第 27 回 3 学会合同呼吸療法認定士試験 受験予定者 9 名

合格者：4 名 *他 5 名合否不明

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

○活動内容

糖尿病対策委員会と合同で活動を実施

ブロック活動推進委員会

委員長 井上 裕水

ブロック活動推進委員会です。例年、北和ブロック、中和ブロック、南和ブロックの交流を深めるため主に症例報告会を開催しております。症例報告会ではいろいろな領域の先生方がご活躍しております。本症例報告会を通して、先生方の発表の経験、発表者へ助言を通して自己研鑽の機会、近隣の先生方との交流が深まるなど独自の魅力がございます。委員の先生方も、急性期や回復期、在宅領域など様々な方面でご活躍されている先生が多く、委員会の運営でも勉強する機会がたくさんあります。本委員会の活動を通して、参加する先生方、運営する先生方の交流を深めるきっかけとなり日々の臨床に活かせるような内容を企画・検討しております。今年度は、新たな取り組みも考えております。

下記に 2022 年度の活動を報告いたします。

2022 年度は、昨年度に続いてオンラインを用いてブロック合同開催致しました。今年度は 7 演題の発表がありました。

昨年度に続いて今年度も検討会を通して、症例様の治療にあたり普段とは異なった観点からの評価や治療方法があり、さらに勉強をすすめていく必要がある事を感じさせられました。また、検討会を通して、先生方の理学療法に対する熱い思いや、参加者の先生方からの活発な意見交換があり、非常に良い雰囲気で行われました。また、発表して頂いた内容やパワーポイント資料では優れた表現が多数あり感銘をうけました。

2023 年度は、生涯学習制度の後期研修の E：領域別研修（事例）の症例検討会の企画と各ブロックにおける新たな企画を予定しておりますので、ぜひご参加ください。最後に委員についても随時募集しておりますのでご興味のある先生方はいつでも下記にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

問い合わせ先：井上 裕水（奈良県理学療法士協会会員）

メールアドレス：hiro_heisei_pt@yahoo.co.jp

<記>

1. ブロック合同症例報告会の開催

日 時：2023 年 2 月 12 日（日） 9：00～14：30

会 場：オンライン開催 演題数：12 題

参加者：40 名（奈良県士会会員 40 名 会員外 0 名）

地域包括ケアシステム推進委員会

委員長 堀田 修秀

地域包括ケアシステム推進委員会では、奈良県各市町村から事業依頼があった際の相談窓口、事業担当理学療法士の推薦、推進リーダー導入研修会の運営など地域包括ケアシステムに関する事業を担当しています。また、作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進を行っています。

新型コロナウイルス蔓延により、各地域での事業は軒並み中止となり、協力事業も一旦は中断を余儀なくされてきました。昨今、『ウィズコロナ』における新たな事業展開の助言など、各地域での事業は再開され始め、我々も新たな局面における活動を期待されています。

現状、まだまだ地域で活動する理学療法士が少ないこと、地域の事業に関わる理学療法士の質の担保、地域包括ケアシステムに関する認識が低いことが課題と考えています。それらに対し、推進リーダー導入研修はじめ研修コンテンツの再考、奈良県各市町村の事業や参画している理学療法士達の活動の共有や啓発、参画している療法士においては課題解決に向けた横の繋がりを作ることなど、会員の皆様に『地域包括ケアシステム構築』に向け、積極的に参画したい、相互に相談できるから心強いと思えるシステムの構築に向け努めていきたいと考えています。

政策委員会

委員長 尾崎 文彦

まずは、公益法人について説明いたします。

内閣府資料より、

公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。公益法人には、志ある人の集まりである公益社団法人と、財産の集まりである公益財団法人があります。

現在、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっており、このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要性を増しています。

公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

と、あります。

また、公益法人が満たさなければならない以下の基準があります。

- ① 公益に資する活動をしているかという「公益性」の基準
- ② 公益目的事業を行う能力・体制があるかという「ガバナンス」の基準

このような公益法人ですが、決して政治活動が禁じられている訳ではありません。たとえば奈良県理学療法士協会が医療や介護、リハビリテーションについての問題提議や要望を広く奈良県民に啓発したり、デモ行進や集会を開催することは政治的な活動として可能です。場合によっては奈良県議会や市町村議会に陳情したり、要望書を提出したり出来ます。

それに対して、政治資金規正法から、公益法人が政党や政治団体に寄付することはできません。また、公益性の観点から、特定の選挙に、特定の政党や候補者の当選をはかることを目的に投票行為を勧める選挙運動は避けた方が良く、その役目は奈良県理学療法士連盟が担うことになります。

以上の事を踏まえながら政治活動を進めます。

また、会員の皆様が政治に興味を持っていただけるような啓発活動も進めます。

ご協力の程、よろしくお願いいたします。

災害対策委員会

委員長 和合 弘貴

当委員会では、災害支援に関する研修会の企画や、近畿圏内の他府県士会との情報交換、被災・支援時の体制作りを行っております。

2022年度は、オンラインでの研修会を開催し30名程の方に参加していただきました。研修会では、厚生労働省医政局の守川義信先生より「災害医療と新型コロナウイルス対応・DMATとJRATの連携」について、奈良JRATの鉄村信治先生より「奈良JRATの設立と今後の活動・支援体制について」についてご講義いただきました。

2023年度も、年2回の研修会開催を予定しており、災害支援について更なる情報発信を行い、少しでも防災・減災が図れるように支援者を増やしていきたいと考えておりますので興味のある方は、研修会への参加をお待ちしております。

管理者ネットワーク推進委員会

委員長 西田 宗幹

2022年度は参議院議員選挙を視野に入れ、管理者研修会（全体）では、長年、日本理学療法士協会の会長としてご活躍され、その後理学療法士連盟会長としてご尽力いただいた半田一登先生をお迎えし、「今、求められる管理者像とは？」という内容で、この変動の大きい時代に求められる管理者像に関してZOOMでの講演を開催しました。また、協会指定管理者研修（初級）、作成したメーリングリストにて少ない回数ですが情報の発信もさせていただきました。

次年度は、感染対策を万全にした形で対面による交流の機会を増やしていきたいと思っております。その際は積極的ご参加・ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

糖尿病対策委員会

委員長 村上 康朗

奈良県下での糖尿病対策事業への理学療法士の参加は、以前より奈良県糖尿病協会主催の市民公開講座「なら糖尿病デー」を中心に活動していましたが、2022年度より糖尿病対策委員会として新たなスタートを切ることとなりました。

主な活動としては、上述の「なら糖尿病デー」をはじめ、奈良糖尿病療養指導士（CDEなら）認定委員会への参加や、糖尿病に対する運動療法についての各種勉強会への講師派遣を行っています。近年、「運動療法」に対する他職種の関心が高まっており、活動内容は増加傾向にあります。

糖尿病は、理学療法士が日常臨床で関わることが多い疾患あり、コメディカルでのチーム医療がいち早く始められている分野です。当委員会を通じて、糖尿病を患う人への支援を行うための知識を習得し、実践していく経験を積み、奈良県下での糖尿病対策事業推進の一翼を担うことが使命と考えています。

2022年度活動実績

1. なら糖尿病デー 2022 への参加

内容：動画作成「しっかり効果のある運動療法！」

URL：https://www.youtube.com/watch?v=MJf_I2Qwr5w

2. 第8回日本糖尿病理学療法学会学術大会での発表、情報交換会への参加

3. 講師の派遣

- ① 令和4年度 糖尿病性腎症重症化予防保健指導者人材育成事業
- ② 2022年度奈良糖尿病療養指導士認定講習会
- ③ 第20回チームで考える糖尿病医療の会
- ④ 2022年度CDEスキルアップセミナー in NARA

4. 委員会の開催：年3回

協会員の活動紹介

株式会社 AYUMO を設立し、令和 2 年 1 月 7 日に児童発達支援・放課後等デイサービスおみそを橿原市に開設して以来、令和 3 年 9 月に大和高田市に同事業おみそマッスル、令和 4 年 9 月にマッスル 2 階におみそホップを開設し、お子さんの特性に合わせた運動療育を通して日常生活の自立支援を提供しています。保護者さんに対しては、子どもの行動理解や、自宅や園、学校生活での行動や環境面、福祉制度の事など様々な相談や自宅でできる遊びの工夫などを伝えています。

周囲から「新人の保育士向けに療育の支援方法についての話や、身体の動きのコツを伝える勉強会をしてほしい」、「療育には通ってないが身体の動きをみてほしい」「だれに相談すれば良いかわかりません」などの声をいただくことが多く、私たちに出来ることを考えた結果、令和 5 年 1 月 11 日に株式会社 DEDASHI を設立しました。事業内容としては、私たちが地域に出ていき、保育園や学校等でのからだ遊びの時間の講師、体操や相談業務、研修やセミナー、イベントの開催、スポーツ関係の指導、コミュニティー（居場所）作りです。社会情勢が大きく変わる中で、もっと多くの人に価値を届けることが出来ないかと療育に関わる理学療法士中心の DEDASHI チームでできることを形にしていこうと設立しました。

【DEDASHI の由来】

- ①出だしが大切！（最初の第一歩、きっかけ作り等、はじめの一步をサポートしたい）
 - ②初心に戻る！（障害の有無に関係なくサポートしたい）
 - ③だし！（料理の土台になる。心や体の土台・基礎作りをサポートしたい）
- これらの 3 つの合わせだしのレシピを提供しています。



株式会社 DEDASHI / でだし

〒 635-0076 奈良県大和高田市大谷 710-18

取締役 亀口 裕貴（かめぐち ゆうき）

資格：理学療法士・児童発達支援管理責任者

スポーツメンタルトレーナー

【保育園での身体あそびの時間】

令和5年2月から奈良県田原本町にある『すこやかな空くれよん保育園』や川上村の『やまぶき保育園』と提携し、療育経験を持つ理学療法士が身体あそびを担当することで、保育園と連携し保育と療育の強みを提供。子どもたちや保護者さんにとって価値のある時間になればと考えています。



●集中して先生の話を聞く子どもたち



●バランス遊びをしている様子



●力の入れ方、タイミングを学ぶ



●サーキット遊びの様子



【地域活動】



かしばし社協（令和5年1月）
香芝市総合福祉センターにて
「キッズヨガ&リズム運動」を実施。
子どもから大人まで感覚・呼吸・姿勢・重心移動の4つをポイントに楽しく身体を動かしました。



川上村役場（令和5年2月）
「子育てをするお母さんに伝えたいこと」について講義をしました。



川上村のびっこ広場（令和5年3月）
匠のむらにて「キッズヨガ&リズム運動」と保護者向けに「子育て講座」を実施。

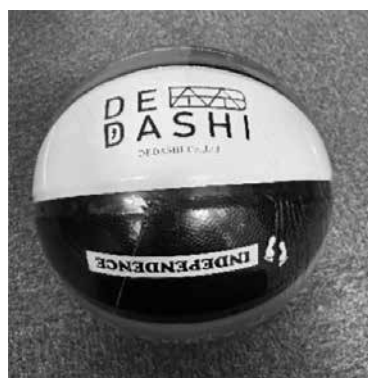


橿原市 大成中学校地区多職種交流会
（令和5年3月）
かしはら街の介護相談室にて、管理栄養士から食事の話。理学療法士から身体的フレイルについてセミナーを実施。

【その他の活動】



- DEDASHI のボールを作成（令和5年4月）
大和高田市の公立保育所、こども園、幼稚園、小学校へ
サッカーボールやバスケットボールを寄付



- 奈良県プロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」のパートナーとして応援

【今後の DEDASHI について】

地域で子どもや保護者さんの『孤立』を防ぐための居場所づくりや情報提供を中心に、楽しめるイベントの開催、保育園での正課体育、課外体育の実施、小学校への訪問支援、相談業務を展開していきます。理学療法士の職域は子どもから高齢者まで幅広く、もっと地域と繋がりを深め身近な存在になることで、理学療法士としての価値を提供できる場所を増やしていくことが大切だと考えています。

【理学療法士で一般行政職な、私の役割】

明日香村教育委員会事務局 教育課
飛鳥ハーフマラソン実行委員会事務局
主事 沖野裕大（おきのひろき）

私は奈良県内の病院で理学療法士として9年間従事した後、明日香村役場の一般行政職に転職、現在は明日香村教育委員会事務局教育課に所属し、飛鳥ハーフマラソンの担当職員として働いています。私は理学療法士としての業務に就いてはおりませんが、マラソン大会を運営する上で理学療法士であった事が役立ったことや、理学療法士の皆様のお力添えをいただいた点等に焦点をあててご報告致します。

「飛鳥ハーフマラソンについて」

奈良県高市郡明日香村にて開催している、3000名規模のハーフマラソン大会です。2023年3月12日(日)に第2回大会を開催し、私は第1回大会から明日香村職員として担当しています。世界遺産候補地「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産を巡る、アップダウンの激しいコース設定や、日本国内では例の少ない「マイボトル・マイカップ大会」であることが大会の特徴です。

「大会当日の救護体制」

第2回大会の救護チームは47名(医師5名、看護師14名、理学療法士25名、アスレチックトレーナー2名、鍼灸師1名)で救護活動にあたりました。メイン会場やコース上の救護テントに加え、自転車やバイクに乗ったAED隊を多数配備し、AED隊は主に理学療法士に担っていただきました。救護本部にてAED隊の所在地をGPSで管理、無線で救護本部の医師と連携をとりながら、コース上で発生する傷病者対応にあたりました。多くの方のお力添えもあり、第1回大会、第2回大会共に死亡者なく無事に終えることができました。

「大会当日までの準備」

第2回大会の準備では、第1回大会の救護チームに協力いただいた理学療法士を含む医療専門職の皆様に依頼し、救護部会を設立しました。

救護部会は数ヶ月に1度リモート会議を開催し、事務局にて検討した救護計画、必要な備品や具体的なオペレーションを相談しながら、マニュアル作成を進めました。

救護チームスタッフの募集は12月頃に大会公式webサイト等で掲載し、奈良県理学療法士協会のwebサイトにも掲載いただきました。大会前には救護チームスタッフ全員

を対象にリモートにて説明会を開催し、当日に臨みました。

「理学療法士であることが役立ったこと」

私自身は現在、診療報酬を得る理学療法士ではありませんが、これまで理学療法士として働いてきた事が現在の役割に大いに役立っていると感じています。

ひとつは私自身が【理学療法士に何ができるかを知っていること】です。世間の理学療法士の一般的なイメージはまだまだ「病院や施設でリハビリをしてくれる人」であるとは思いますが、実際はスポーツや介護予防等も含め、本件のようなイベントでの救護活動も担える事は理学療法士にとっては当然のことであろうかと思えます。対象を評価し、目標を定めて課題を抽出、身体機能面等からアプローチするのが理学療法士の本質であり、その本質を知っていれば理学療法士の汎用性は高く、あらゆる場面で活躍できると私は考えます。

もうひとつは【医療専門職と共通言語でコミュニケーションが取れたこと】です。私が理学療法士であった為、事務局側と専門職側が共通認識で体制構築の立ち上げをスムーズに進めることが出来ました。ただし、行政職には異動が付きものですので、事務局側から理学療法士がいなくなっても、安定した救護体制を維持できるような仕組みを構築することが今後の課題でもあります。

「今後に向けて」

警察や消防、自治体など外部機関と連携しながら救護活動を行ったことから、救護チームに携わっていただいた医師より「災害時対応のシミュレーションにもなって良い経験になった」と言っていたことが印象深く残っています。単発イベントの非日常業務ではありますが、今回の経験が、自分自身も含めた関わったあらゆる皆様の糧になることを切に願っております。

理学療法士の皆さんのお力添えもあり、無事に2回の大会開催を終えることができました。しかし、課題もまだ多く残っています。大会開催後の救護データ振り返り作業にも理学療法士の皆様にご協力をいただき、次回大会に向けて、より飛鳥ハーフマラソンらしい(個別性の高い)救護体制の構築に向けて準備を進めています。

次回大会では、前回以上に理学療法士の皆様のご協力が必要になるろうかと思えます。ご興味を持っていただいた方がいらっしゃれば、大会公式webサイトを中心に12月頃に救護スタッフを募集予定ですので、是非ご応募ください。

今の私は一般行政職ですが、地域には切磋琢磨し、専門性の高い理学療法士がたくさんいることを知っています。行政の中に私のような人間がいることで、理学療法士の活躍の輪が広がる一助になれば幸いです。





院所・施設紹介



株式会社 はびりす

児童発達支援事業所 放課後等デイサービス はびりす



2023年2月開設

子ども達の『リハビリを受ける場所が少ない』『予約が取れない』などの親御様からの声を反映し、2022年9月に法人を設立、2023年2月に事業所を開設しました。はびりすは、0～18歳までの重症心身障がい児を対象とし、理学療法士が中心となり運営しております。

はびりすの名前の由来は “ハビリテーション” からきています。子ども達は元に戻るというより成長していく一方です。そのためリハビリテーションから“リ”を取り除いた “ハビリテーション” から由来しています。

【はびりす】

場所：橿原市出垣内町 5 7-9
→JR 香久山駅から徒歩 2 分
→近鉄大福駅から徒歩 8 分

対象：児童発達支援事業所 未就学児 0～6 歳以下
放課後等デイサービス 小学生高校生 6 歳～18 歳以下
→通所受給者証(重症心身障がい児)をお持ちの方。

スタッフ：理学療法士 3 名 (常勤 2 名 非常勤 1 名)
看護師 2 名 (常勤 1 名 非常勤 1 名)
保育士 2 名 (常勤 2 名)

上記の専門職員により、お子様をしっかりとサポートします。



- ・理学療法士が身体機能など各種状態を聴取・評価・運動
- ・看護師が心身の状態、発作時の対応、食事、薬剤などの注入スケジュール確認・実施
- ・保育士が普段の自宅での様子や好きな遊び、睡眠時の注意点などを聴取し実施より安心して通っていただけるよう実施しています。

普段、自宅などで歩いたり運動したりする機会が少ない子どもが多いです。そのため、こちらで歩行や各種運動、他動運動を実施することで、『家でも学校でもよく歩いてくれるようになった』『普段は浣腸をしているけど通うようになって自分で便を出せる機会が多くなった』『言葉数が増えた』『抱っこしやすくなった』など喜びの声をたくさんいただけるようになりました。

※人工呼吸器や吸引、胃ろうなどの医療処置が必要な方もご利用になれます。



受賞者紹介

🌸 受賞者紹介 🌸

ここでは令和4年度に（公社）奈良県理学療法士協会より表彰された会員を紹介し、改めてその栄誉を称えます。

（公社）奈良県理学療法士協会 学会長賞

『天理市における地域リハビリテーション活動支援事業の実践報告』



高井病院 池谷 彰 会員



新人賞

『心臓血管外科術後患者のICU退室後の身体活動量に影響を及ぼす因子』

奈良県西和医療センター 服部 孔亮 会員



(公社) 奈良県理学療法士協会
定款

公益社団法人奈良県理学療法士協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、総会において別に定める役員の報酬等に関する規程に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第9条 理事会は原則として年6回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第10条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第11条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第12条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第13条 この法人の定款第37条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第14条 備品台帳には、購入価格100,000円以上のものを記載するものとする。

第15条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第16条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第17条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第18条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
規定および申し合わせ事項

公益社団法人奈良県理学療法士協会

分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

- 4) 福利厚生部
 - ① 相互扶助事業に関する事
 - ② 傷害保険に関する事
 - ③ その他
3. 学術局長は以下を統括する。
 - 1) 研修部
 - ① 学術研修会の企画・運営に関する事
 - ② その他
 - 2) 生涯学習部
 - ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
 - ② その他
 - 3) 学術誌部
 - ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
4. 社会局長は以下を統括する。
 - 1) 医療保険部
 - ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 2) 介護保険部
 - ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 3) 社会福祉部
 - ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
 - ② その他
 - 4) 理学療法啓発部
 - ① 理学療法の啓発に関する事
 - ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
 - ③ その他
5. 広報局長は以下を統括する。
 - 1) 会誌部
 - ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他
 - 2) ニュース編集部
 - ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
 - ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成20年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ①旅費交通費
 - ②前渡し金
 - ③支出をしなければ調達困難な物件の購入費
5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

 - ①基本財産
基本財産として定めた有価証券、定期預金等
 - ②特定資産
記念事業積立資産
事務所開設・運営積立資産
備品購入引当資産
 - ③その他の固定資産
什器備品等
6. 勘定科目
収支計算書における勘定科目は別に定める。
7. 会計帳簿
会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。
 - ①主要簿
仕訳帳
総勘定元帳
 - ②補助簿
現金出納帳
預金出納帳
収支予算の管理に必要な帳簿
固定資産台帳
基本財産明細帳
会費明細帳
指定正味財産明細帳
 - ③備品は、備品台帳に登録しなければならない。
8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。

2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。

3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。

2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

1) 議長は正議長1名とする。

2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。

2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。

3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。

4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。

5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。

6. 定足数

- 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
- 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。

7. 委任状

委任状の締め切りは、総会開始前までとする。

8. 討議

- 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
- 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
- 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

9. 採決

- 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
- 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
- 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
- 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
- 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
- 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
- 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

10. 選挙

選挙役員については、別に定めるところによる。

11. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「本会」という。）定款第29条の規程に基づき、役員への報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とし、法令の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次にあげる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、役員に支給される報酬、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は役員に対して、会議等への出席に係る対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 役員報酬等の額は、別表1に掲げるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については10月末、10月から3月開催の会議等については4月末に支給する。

- 2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別表1

会議区分 役職名	総会	理事会	役員会	外部会務
会長	7,000円	7,000円	7,000円	5,000円
理事・監事	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

*出席の都度、上記金額とする。

*外部会務とは、近畿ブロック会議、日本理学療法士協会会議、他団体会議等をさす。

*外部会務に会議費等が支給される場合は上記金額との差額を支給する。

附則 この規程は令和3年4月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

公益社団法人奈良県理学療法士協会 会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

(1) 正会員 1万円

※シニア会員はシニア会員制度規程に準じて減免とする。

(2) 賛助会員 2万円

(3) 名誉会員 会費免除

3. 会費の用途

会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年5月31日とする。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 シニア会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が65歳以上かつ在会25年以上の在会会員を対象にしたシニア会員についての基準を定める。

(シニア会員の資格)

第2条 シニア会員の対象は以下の条件をすべて満たすものとする。

ア 65歳以上の在会会員

- イ 在会25年以上（休会期間は問わない）
- ウ 会費減免時に在会している者。
- エ 本会年会費・セミナー日等の未納がない者。

（シニア会員の年会費）

第3条 シニア会員の年会費は下記の通りとする。

第2条 イの種類	年会費
日本理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	5,000円
奈良県理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	3,000円

（シニア会員の申請手続き）

第4条 シニア会員の申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能（割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員）とする。

- 2 申請期間は毎年9月末までとし、翌年度よりシニア会員として開始する。
- 3 取り消しの申請がなければ自動更新とする。
- 4 申請手続きは本会事務局へ行うこと。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

（委任）

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

（附則）

この規定は、令和4年7月1日より施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 名誉会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額 20,000 円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の 12 月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を 1 年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション医療に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。
その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。

6. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3) この規程は平成 31 年 5 月 1 日一部改正し施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする（郵送による立候補届出の当日消印は有効とする）。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超えて投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。
- 4) 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位 2 名で決選投票を行う。

- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員の選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨（400字以内）の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会 表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会 特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則 10 条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・協議して行うものとする。

8. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

- 1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。
- 2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。
- 3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。
- 4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。
- 5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

- 1) 事務所内は禁煙とする。
- 2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。
- 3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。
- 4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益社団法人奈良県理学療法士協会

申し合わせ事項

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

1. 学会準備委員会

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べることができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

2. 表彰

- 1) 学会長は、当該年度の学会において優れた発表をした者に対して、学会長賞、新人賞として、学会長名で表彰することができる。
 - 2) 審査は学会長、準備委員長、その他の合議制とするが、査読結果や複数の審査委員を設けるなど、可能な限り公平性を担保することが望ましい。
- 3) 各賞の基準は以下のとおりとする。
- ①学会長賞：すぐれた研究発表であると判断できる者。
 - ②新人賞：卒後3年以内の対象者で、すぐれた発表を行ったと判断できる者。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は公募にて行う。

2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。

3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は、会長・学術局長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。

2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 : 本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

1) 推薦は公募にて行う。

2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。

3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。

2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。

3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。

4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社) 奈良県理学療法士協会（本会）会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）

1) 委員

委員は本会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

①勉強会の登録審査

②勉強会の活動内容の確認

③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、委員会に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が本会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、本会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を本会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、本会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも本会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④本会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

6. 予算

1) 勉強会個別の活動および本会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。その他、各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会をお知らせメール、本会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。

8. 勉強会に関わる生涯学習制度の扱いについて

勉強会における活動で生涯学習制度に関係する場合は、制度に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良県理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- (1) ブロック間の連絡、調整
- (2) ブロック活動に関する懸案の検討
- (3) 各ブロック予算の取りまとめ

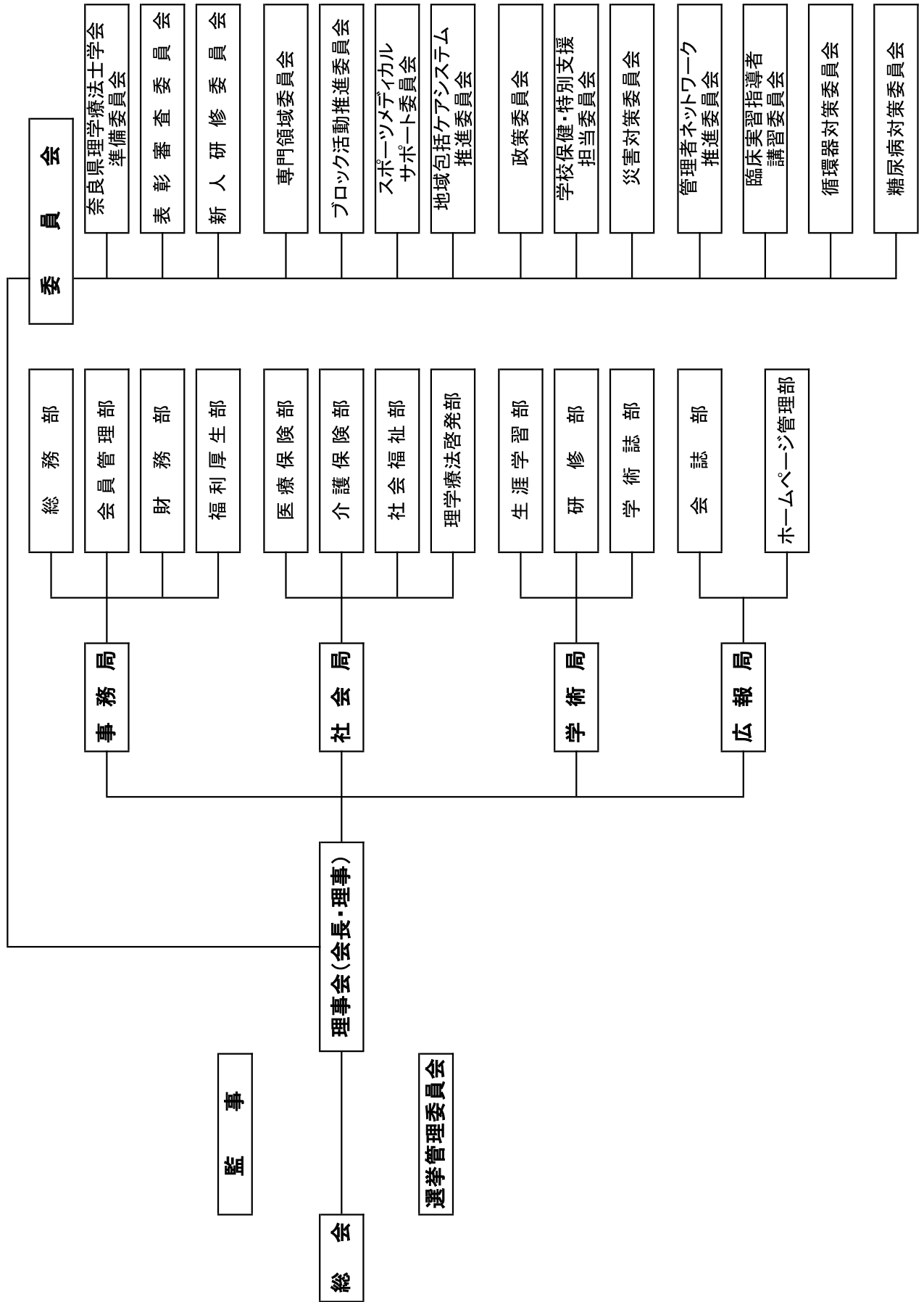
6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社) 奈良県理学療法士協会

組織図

公益社団法人 奈良県理学療法士協会 組織図



(公社) 奈良県理学療法士協会
施設一覧名簿

2022年度 奈良県理学療法士協会

施設一覧

2023年3月31日現在

公益社団法人 奈良県療法士理学協会事務所

住 所 〒639-0226
奈良県香芝市五位堂三丁目599-2

電話/FAX 0745-78-2280

ホームページ <https://narapt.jp/>

ブロック別 五十音順・施設名・所属部署・郵便番号・住所・電話番号・FAX番号

[北和ブロック：奈良市、生駒市、添神郡、山辺郡]

いこいの家訪問看護ステーション

630-0243 奈良県生駒市俵口町8-1-4-1ハイネス生駒302号
TEL0743-70-8303 FAX0743-70-8306

生駒市介護老人保健施設 やすらぎの杜優楽

630-0223 奈良県生駒市小瀬町3-2-4番地2
TEL0743-76-3300 FAX0743-76-3404

生駒市立病院 リハビリテーション科

630-0213 奈良県生駒市東生駒1丁目6番地2
TEL0743-72-1111 FAX0743-71-9100

いしかわ心臓クリニック

631-0078 奈良県奈良市富雄元町2丁目6-48ライオンズプラザ富雄1F
TEL0742-81-9500

医療法人健和会 訪問看護ステーション ひまわり奈良 リハビリテーション科

631-0801 奈良県奈良市左京4丁目6-4
TEL0742-70-3555 FAX0742-70-3550

医療法人康仁会 西の京訪問看護ステーション かがやき

630-8041 奈良県奈良市六条町9-2
TEL0742-35-1123 FAX0742-35-1139

おかたに病院 リハビリテーション科
630-8141 奈良県奈良市南京終町1-25-1
TEL0742-63-7700 FAX0742-63-7701

介護老人保険施設 秋篠 リハビリテーション部
631-0811 奈良県奈良市秋篠町1432-1
TEL0742-53-3001 FAX0742-53-3002

介護老人保健施設 アップル学園前
631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘四丁目3番
TEL0742-51-2200 FAX0742-51-2201

介護老人保健施設 サンライフ奈良
630-8304 奈良県奈良市南肘塚町205-1
TEL0742-22-1177 FAX0742-22-1178

介護老人保健施設 アンジェロ メディカルケアサービス部
631-0062 奈良県奈良市帝塚山2丁目21番21号
TEL0742-44-3300 FAX0742-44-2100

介護老人保健施設 グランファミリア リハビリテーション科
630-0201 奈良県生駒市小明町1130-111
TEL0743-75-0013 FAX0743-75-0014

介護老人保健施設 ハビリス メディカルケアサービス部
630-0131 奈良県生駒市上町88番地1
TEL0743-72-3600 FAX0743-72-3601

介護老人保健施設 ロイヤルフェニックス
630-8041 奈良県奈良市六条町99の2
TEL0742-35-1313 FAX0742-35-1311

医療法人良仁会 かわたペインクリニック リハビリテーション科
631-0036 奈良県奈良市学園北1丁目9番1号パラディⅡ5階
TEL0742-53-1155 FAX0742-53-1001

関西学研医療福祉学院 理学療法学科
631-0805 奈良県奈良市右京1-1-5
TEL0742-72-0600 FAX0742-72-0635

喜多野診療所 訪問リハビリテーション
630-8237 奈良県奈良市中筋町15

TEL0742-22-6041 FAX0742-22-6042

きよ女性クリニック
631-0054 奈良県奈良市石木町50番1

TEL0742-53-0411 FAX0742-53-0412

K i y o リハビリPROS
631-0054 奈良県奈良市石木町845-1

TEL0742-45-2620 FAX0742-45-2623

近畿大学奈良病院 リハビリテーション部
630-0227 奈良県生駒市乙田町1248-1

TEL0743-77-0880 FAX0743-77-0901

倉病院 リハビリテーション科
630-0256 奈良県生駒市本町1の7

TEL0743-73-4888 FAX0743-74-2624

こうあん診療所 リハビリテーション科
630-8013 奈良県奈良市三条大路一丁目1番90号奈良セントラルビル1階

TEL0742-32-0510 FAX0742-32-0515

済生会奈良病院 スポーツリハビリテーション部
630-8145 奈良県奈良市八条4丁目643番地

TEL0742-36-1881 FAX0742-36-1880

さくらい悟良整形外科クリニック リハビリテーション科
631-0022 奈良県奈良市鶴舞西町1-16

TEL0742-81-9711 FAX0742-81-9711

沢井病院 リハビリテーション科
630-8258 奈良県奈良市船橋町8

TEL0742-23-3086 FAX0742-23-2805

社会医療法人松本快生会介護老人保健施設 大和田の里
631-0056 奈良県奈良市丸山2丁目1220-163

TEL0742-51-6003 FAX0742-51-6013

ジョイライフ訪問看護ステーション

630-8441 奈良県奈良市神殿町162-18 インナミマンション205号
TEL0742-93-9489 FAX0742-93-9480

市立奈良病院 リハビリテーション室

630-8305 奈良県奈良市東紀寺町一丁目50番1号
TEL0742-24-1251 FAX0742-22-2478

白庭病院 リハビリテーション科

630-0136 奈良県生駒市白庭台六丁目10番1号
TEL0743-70-0022 FAX0743-70-0023

総合病院高の原中央病院 リハビリテーション科

631-0805 奈良県奈良市右京1丁目3番地の3
TEL0742-71-1030 FAX0742-71-7005

東大寺福祉療育病院 リハビリテーション部

630-8211 奈良県奈良市雑司町406-1
TEL0742-27-6733 FAX0742-23-0198

特別養護老人ホーム 延寿 機能訓練指導員

630-0223 奈良県生駒市小瀬町1100
TEL0743-76-2266 FAX0743-76-2260

登美ヶ丘リハビリテーション病院 リハビリテーション部

631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘6丁目12番2号
TEL0742-45-6800 FAX0742-45-6801

奈良医療センター リハビリテーション科

630-8053 奈良県奈良市七条2丁目789番地
TEL0742-45-4591 FAX0742-48-3512

奈良学園大学 保健医療学部リハビリテーション学科

631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘3丁目15-1
TEL0742-95-9800 FAX0742-95-9850

奈良春日病院 リハビリテーション科

630-8425 奈良県奈良市鹿野園町1212-1
TEL0742-24-4771 FAX0742-27-5873

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

630-8054 奈良県奈良市七条西町二丁目897番5

TEL0742-46-6001 FAX0742-46-6011

奈良市保健所 健康増進課

630-8580 奈良県奈良市二条大路南1-1-1

TEL0742-34-5129 FAX0742-34-3145

奈良西部病院

631-0061 奈良県奈良市三碓町2143-1

TEL0742-51-8700 FAX0742-51-8500

奈良セントラル病院 リハビリテーション科

631-0054 奈良県奈良市石木町800番地

TEL0742-93-8520 FAX0742-93-8521

奈良東九条病院 リハビリテーション科

630-8144 奈良県奈良市東九条町752

TEL0742-61-1118 FAX0742-62-8707

ならまちリハビリテーション病院 リハビリテーション部

630-8357 奈良県奈良市杉ヶ町57番1

TEL0742-20-3700 FAX0742-20-7800

奈良リハビリテーション専門学校 理学療法学科

630-0213 奈良県生駒市東生駒1-77-3

TEL0743-73-9861 FAX0743-73-9862

西奈良中央病院 リハビリテーション科

631-0022 奈良県奈良市鶴舞西町1-15

TEL0742-43-3333 FAX0742-43-8607

西の京病院 リハビリテーション科

630-8041 奈良県奈良市六条町102-1

TEL0742-35-1121 FAX0742-35-1160

バルツァ・ゴードル リハビリテーション科

630-8425 奈良県奈良市鹿野園町1000番1

TEL0742-21-7111

阪奈中央病院 リハビリテーション科
630-0243 奈良県生駒市俵口町7-4-1番地
TEL0743-74-8660 FAX0743-74-8690

東生駒病院 リハビリテーション科
630-0212 奈良県生駒市辻町4-1
TEL0743-75-0011 FAX0743-74-7293

訪問看護ステーション オレガノ
631-0007 奈良県奈良市松陽台4丁目2-1-3 ミールム松陽台B201
TEL0742-53-3303 FAX0742-53-2005

訪問看護ステーション ひまわり生駒
630-0213 奈良県生駒市東生駒1-509谷山マンションⅢ 1FN
TEL0743-85-7228 FAX0743-85-7668

訪問看護ステーション ひまわり北之庄 リハビリテーション課
630-8453 奈良県奈良市西九条町2-4-10
TEL0742-81-3106 FAX0742-81-3206

訪問看護ステーション こもれび
631-0011 奈良県奈良市押熊町1-1-10-1
TEL0742-81-8165 FAX0742-52-7006

訪問看護ステーション ポシブル飛鳥
630-8211 奈良県奈良市雑司町3-6-8-2
TEL0742-25-2355 FAX0742-25-2350

訪問看護ステーション ライフ
631-0804 奈良県奈良市神功5丁目3-15ルルデハイツ103
TEL0742-70-1230 FAX0742-70-1231

訪問看護ステーション るーく
630-0225 奈良県生駒市東山町4-3-3-5
TEL0743-77-7001 FAX0743-77-7002

訪問看護ハッピーリハビリ&ナースステーション
630-8043 奈良県奈良市六条2-1-8-1
TEL0742-52-8804

訪問整体院 リライフ

631-0031 奈良県奈良市敷島町1-565-26
TEL090-2381-9429

松倉病院（社団） リハビリテーション科

630-8314 奈良県奈良市川之上突抜町15
TEL0742-26-6941 FAX0742-26-2000

まつむら整形外科クリニック リハビリテーション科

631-0035 奈良県奈良市学園中三丁目705-63
TEL0742-53-0012

メビウスまほろばデイサービスセンター

630-8044 奈良県奈良市六条西四丁目6番20号
TEL0742-81-7828 FAX0742-81-7827

やました医院

630-0135 奈良県生駒市南田原町1039
TEL0743-71-8234 FAX0743-71-8233

吉田病院 リハビリテーション科

631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町1丁目7番1号
TEL0742-45-4601 FAX0742-45-5959

ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター

630-0243 奈良県生駒市俵口町814-1ハイネス生駒302号
TEL0743-70-8300 FAX0743-70-8306

リハビリこうあん デイケア

630-8013 奈良県奈良市三条大路1-1-90奈良セントラルビル1F
TEL0742-55-0784 FAX0742-32-0515

リハビリデイサービスルピナス

630-8325 奈良県奈良市西木辻町200-58
TEL0742-25-5070 FAX0742-25-5071

リハビリ訪問看護ステーション ルピナス

630-8115 奈良県奈良市大宮町4丁目275番地の5森村第2ビル303号室
TEL0742-30-6585 FAX0742-30-6586

[中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡]

あすなら苑 安心ケアシステム

639-1126 奈良県大和郡山市宮堂町160-7

TEL0743-57-1165 FAX0743-57-1170

池田整形外科 リハビリテーション科

636-0316 奈良県磯城郡田原本町室町213番地

TEL0744-33-1566 FAX0744-33-6877

石崎整形外科・内科 通所リハビリテーション

636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目10-28

TEL0745-75-5258

医療法人芳愛会 通所リハビリテーション だいち

639-1115 奈良県大和郡山市横田町708番地の3

TEL0743-59-5761 FAX0743-59-5762

医療法人相志和診会 岩間循環器内科 心臓リハビリテーション室

636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目7番23号亀井興産ビル3階

TEL0745-31-0007 FAX0745-34-1700

S I Y株式会社 本部

639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1-2-8

TEL070-4353-1844

介護老人保健施設 ウェルケア悠 リハビリテーション部

639-1028 奈良県大和郡山市田中町728番地

TEL0743-55-0210 FAX0743-55-0209

介護老人保健施設 オークピア鹿芝 リハビリテーション室

639-0252 奈良県香芝市穴虫885-1

TEL0745-71-3588 FAX0745-78-2356

介護老人保健施設 かぐやの里 リハビリテーション課

635-0823 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉1799番1

TEL0745-58-2223 FAX0745-58-2224

介護老人保健施設 奈良ベテルホーム 事務課医療技術係

636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台1丁目8番地1

TEL0745-33-2222 FAX0745-33-2223

介護老人保健施設 ぬくもり田原本

636-0301 奈良県磯城郡田原本町黒田 285-1

TEL0744-33-2111 FAX0744-33-2133

介護老人保健施設 若草園

639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎 5 8 番地

TEL0743-57-5535 FAX0743-57-5536

介護老人保健施設 ふれあい 訪問リハビリテーション

636-0054 奈良県北葛城郡河合町大字穴闇 81-1

TEL0745-23-5530 FAX0745-56-5415

介護老人保健施設 ものみの郷 機能訓練室

636-0831 奈良県生駒郡三郷町信貴山東 4 番 1 0 号

TEL0745-34-0701 FAX0745-34-0715

香芝旭ヶ丘病院 リハビリテーション科

639-0265 奈良県香芝市上中 8 3 9 番地

TEL0745-77-8101 FAX0745-78-5090

カラーズ訪問リハビリ・看護ステーション

636-0311 奈良県磯城郡田原本町大字八尾 5 5 9- 3 MMTハイツA棟 1 0 2 号室

TEL0744-35-2249 FAX0744-35-2219

畿央大学健康科学部 理学療法学科

635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4- 2- 2

TEL0745-54-1601 FAX0745-54-1600

畿央大学大学院 健康科学研究科

635-0832 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4- 2- 2

TEL0745-54-1601

ケアプランセンター杏

639-0251 奈良県香芝市逢坂六丁目 7 2 4 番地

TEL0745-77-0304 FAX0745-77-0305

こいずみPT整骨院

639-0237 奈良県香芝市すみれ野 2-6-11

TEL0745-77-3273 FAX0745-77-3273

公益社団法人奈良県理学療法士協会 事務局

639-0226 奈良県香芝市五位堂599-2ホワイトタウン301号室
TEL0745-78-2280

香芝生喜病院 リハビリテーション科

639-0252 奈良県香芝市穴虫3300番地3
TEL0745-71-3113 FAX0745-71-3336

郡山青藍病院 リハビリテーション室

639-1136 奈良県大和郡山市本庄町1番地の1
TEL0743-56-8000 FAX0743-59-0022

国保中央病院 リハビリテーション室

636-0302 奈良県磯城郡田原本町大字宮古404-1
TEL0744-32-8800 FAX0744-32-8811

信貴山病院ハートランドしぎさん リハビリテーション部

636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北4-13-1
TEL0745-72-5006 FAX0745-32-8710

社会福祉法人三郷町社会福祉協議会 生活支援係

636-0812 奈良県生駒郡三郷町勢野西1丁目2番1号
TEL0745-34-1008

関屋病院 リハビリテーション室

639-0254 奈良県香芝市関屋北5-11-1
TEL0745-77-2434 FAX0745-77-6940

高井病院 リハビリテーション室

632-0006 奈良県天理市蔵之庄町470番地8
TEL0743-65-0372 FAX0743-65-1976

高宮病院 理学療法科

632-0052 奈良県天理市柳本町1102
TEL0743-67-1605 FAX0743-67-0323

田北病院 理学療法室

639-1016 奈良県大和郡山市城南町2番13号
TEL0743-54-0112 FAX0743-54-0118

竹田内科クリニック

636-0003 奈良県北葛城郡王寺町久度2-3-1りーべる王寺西館302号
TEL0745-32-1166 FAX0745-32-1152

たなかクリニック 訪問部

636-0933 奈良県生駒郡平群町下垣内124
TEL0745-45-1916 FAX0745-45-1916

田原本町社会福祉協議会 地域包括支援センター

636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手336-1
TEL0744-34-2104 FAX0744-34-7305

通所介護事業所 リハビリあ・える田原本

636-0311 奈良県磯城郡田原本町大字八尾582番1
TEL0744-33-0222 FAX0744-33-0211

天理訪問看護ステーションひまわりII

632-0015 奈良県天理市三島町125-1
TEL0743-62-3334 FAX0743-62-3335

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター

632-0015 奈良県天理市三島町200
TEL0743-63-5611 FAX0743-63-1530

天理よろづ相談所病院白川分院 リハビリテーション部

632-0003 奈良県天理市岩屋町604番地
TEL0743-61-0118 FAX0743-61-0203

特別養護老人ホーム 福住光明苑 リハビリテーション科

632-0122 奈良県天理市福住町6328番地
TEL0743-68-6500 FAX0743-68-6501

特別養護老人ホーム ぬくもり香芝 リハビリテーション部

639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目7-61
TEL0745-78-6300 FAX0745-78-6330

特別養護老人ホーム てんとう虫

636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田8丁目1507番地
TEL0745-34-0980 FAX0745-34-2980

特別養護老人ホーム 大和園平和

639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町236-1

TEL0743-58-2700 FAX0743-55-6455

永野整形外科クリニック

639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘4-2-1

TEL0745-77-2121 FAX0745-77-2129

奈良県西和医療センター リハビリテーション部

636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室1丁目14-16

TEL0745-32-0505 FAX0745-32-0517

奈良県総合リハビリテーションセンター

636-0345 奈良県磯城郡田原本町大字多722番地

TEL0744-32-0200 FAX0744-32-0208

奈良友誼会病院 リハビリテーション科

639-0212 奈良県北葛城郡上牧町服部台5-2-1

TEL0745-78-3588 FAX0745-76-8156

奈良東病院 リハビリテーション科

632-0001 奈良県天理市中之庄町470番地

TEL0742-50-3331 FAX0742-50-6331

ならやまと整形外科スポーツクリニック

639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧3413-1

TEL0745-43-9292 FAX0745-43-9293

西大和リハビリテーション病院 リハビリテーション部

639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台三丁目2番2号

TEL0745-71-6688 FAX0745-71-1111

ぬくもりクリニック

639-0231 奈良県香芝市下田西2丁目7-61

TEL0745-71-1177 FAX0745-71-1180

服部記念病院 リハビリテーション科

639-0214 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧4244

TEL0745-77-1333 FAX0745-77-1340

奈良厚生会病院 リハビリテーション科

639-1039 奈良県大和郡山市椎木町769-3

TEL0743-56-5678 FAX0743-56-8555

ひろ整形外科クリニック リハビリテーション科

639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘2丁目30番1

TEL0745-51-5888 FAX0745-70-5885

FLOW上牧

639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧4728-3

TEL0745-27-7477

訪問看護ステーションたいむ

639-1042 奈良県大和郡山市小泉町2733-2

TEL0743-85-6776 FAX0743-87-9299

訪問看護ステーション西大和

636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台1丁目8-1

TEL0745-33-2255 FAX0745-33-2132

訪問看護ステーションやまびこ 訪問看護

639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目2-25

TEL0745-73-1188 FAX0745-32-6827

万葉荘園

636-0824 奈良県生駒郡三郷町城山台2-15-1

TEL0745-32-4331

宮城医院 リハビリテーション科

632-0034 奈良県天理市丹波市町302番地の3

TEL0743-63-1114

恵王病院

636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目10-18

TEL0745-72-3101 FAX0745-32-8146

大和園デイサービスセンター広陵温泉

635-0823 奈良県北葛城郡広陵町大字三吉173-1

TEL0745-55-1126 FAX0745-55-1127

大和郡山病院 リハビリテーション科
639-1013 奈良県大和郡山市朝日町1の62
TEL0743-53-1111 FAX0743-55-2252

大和大学白鳳短期大学部 リハビリテーション学専攻
636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下1-7-17
TEL0745-32-7890 FAX0745-32-7870

やわらぎクリニック リハビリテーション科
636-0822 奈良県生駒郡三郷町立野南2丁目8番12号
TEL0745-31-6611 FAX0745-31-6622

デイサービスLUPIN斑鳩
636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町龍田2丁目1番12号
TEL0745-43-7640

六花訪問看護ステーション
639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧537-16
TEL0745-43-6987 FAX0745-77-6988

〔南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡〕

秋津鴻池病院 リハビリテーション部
639-2273 奈良県御所市池之内1064
TEL0745-63-0601 FAX0745-62-1092

明日香村役場 健康づくり課
634-0143 奈良県高市郡明日香村大字立部745番地
TEL0744-54-5550 FAX0744-54-5551

医療法人博愛会 介護老人保健施設かつらぎ
639-2131 奈良県葛城市林堂360-1
TEL0745-69-1800 FAX0745-69-1811

潮田病院 介護医療院 リハビリテーション科
639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市2135
TEL0746-32-3381 FAX0746-32-1210

宇陀市介護老人保健施設 さんとぴあ榛原 業務課
633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原 8 0 1 番地の 1
TEL0745-85-2525 FAX0745-82-2131

宇陀市立病院 リハビリテーション技術科
633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原 8 1 5 番地
TEL0745-82-0381 FAX0745-82-0654

おみそ
634-0804 奈良県橿原市内膳町 2 丁目 8 - 3 6
TEL0744-22-7883

介護老人福祉施設 友喜苑
637-0014 奈良県五條市住川町 1 1 6 5 - 4
TEL0747-26-5577 FAX0747-26-5588

介護老人保健施設 光陽 リハビリテーション部
635-0051 奈良県大和高田市根成柿 3 2 1 - 1
TEL0745-53-1115 FAX0745-53-1116

介護老人保健施設 鷺栖の里 リハビリテーション課
634-0074 奈良県橿原市四分町 8 5 - 1
TEL0744-21-1600 FAX0744-21-1616

介護老人保健施設 萩の里あすか リハビリ
635-0111 奈良県高市郡高取町松山 6 8 5 番地
TEL0744-52-3288 FAX0744-52-3277

介護老人保健施設 万葉テラス リハビリ室
634-0832 奈良県橿原市五井町 2 4 7 番地
TEL0744-26-2288 FAX0744-26-2277

介護老人保健施設 ルポゼまきの リハビリテーション課
637-0077 奈良県五條市大沢町 9 - 8
TEL0747-24-0033 FAX0747-22-7707

介護老人保健施設 ローズ 理学療法士
637-0071 奈良県五條市二見 5 丁目 3 番 6 4 号
TEL0747-22-5200 FAX0747-22-5201

介護老人保健施設 シルバーケアまほろば 施設相談課
633-0054 奈良県桜井市阿部3 2 3
TEL0744-46-1311 FAX0744-46-1316

介護老人保健施設 そよ風荘 リハビリ室
638-0001 奈良県吉野郡下市町阿知賀6 2 1- 1
TEL0747-52-2781 FAX0747-53-2066

介護老人保健施設 でいあほうむ吉野 機能訓練室
638-0853 奈良県吉野郡大淀町矢走6 6 6 番地の6
TEL0747-54-3388 FAX0747-54-3318

介護老人保険施設 ぬくもり葛城 リハビリ
639-2103 奈良県葛城市西室1 5 0- 8
TEL0745-69-8100

介護老人保健施設 花櫃 リハビリ室
634-0828 奈良県橿原市古川町3 9 5- 1
TEL0744-26-1371 FAX0744-26-1372

介護老人保健施設 ふれあい リハビリテーション科
635-0022 奈良県大和高田市日之出町1 3- 1 5
TEL0745-23-5530 FAX0745-23-5376

介護老人保健施設 やまのベググリーンヒルズ リハビリテーション部
633-0087 奈良県桜井市大豆越1 0 4- 1
TEL0744-45-5960 FAX0744-45-5961

橿原かがやき整形外科
634-0078 奈良県橿原市八木町2 丁目4 番3 0 号
TEL0744-47-3122

橿原市子ども総合支援センター 子ども療育課 (かしの木園)
634-0051 奈良県橿原市白櫃町8- 1 9- 1
TEL0744-27-8585 FAX0744-27-8411

橿原リハビリテーション病院
634-0032 奈良県橿原市田中町1 0 4 番1
TEL0744-25-1251 FAX0744-20-2071

児童発達支援放課後等デイサービスおみそマッスル

635-0076 奈良県大和高田市大谷710-18

TEL0745-24-5023

㈱リライト

634-0042 奈良県橿原市菖蒲町3丁目18-7

TEL080-6132-1716

川上村役場 健康福祉課

639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫1335-7

TEL0746-52-0111

共和リハビリテーション診療所 リハビリテーション科

633-0091 奈良県桜井市桜井267の1

TEL0744-45-5688 FAX0744-46-1358

公益社団法人 奈良県看護協会立 宇陀訪問看護ステーション

633-0253 奈良県宇陀市榛原萩原155-4

TEL0745-82-6603 FAX0745-82-6604

済生会御所病院 リハビリテーション科

639-2306 奈良県御所市三室20

TEL0745-62-3585 FAX0745-63-2335

児童発達支援事業所 放課後等デイサービスはびりす

634-0011 奈良県橿原市出垣内町57-9

TEL0744-55-5514

公益社団法人奈良県看護協会立橿原訪問看護ステーション やわらぎの郷 リハビリテーション

634-0008 奈良県橿原市十市町63-1 橿原市福祉センターやわらぎの郷内 2F

TEL0744-25-0222 FAX0744-25-0066

社会福祉法人泰久会 仁優園 リハビリ部

637-0024 奈良県五條市滝町6番地の1

TEL0747-26-6500 FAX0747-26-6502

隅田クラブ訪問看護ステーション リハビリテーション部

637-0004 奈良県五條市今井4丁目1-1

TEL0747-26-2100 FAX0747-26-2801

済生会中和病院 リハビリテーション科
633-0054 奈良県桜井市阿部3 2 3
TEL0744-43-5001 FAX0744-42-4430

医療法人拓誠会 辻村病院
633-2221 奈良県宇陀市菟田野松井7 番地の1
TEL0745-84-2133 FAX0745-84-2864

デイサービスセンター鈴
634-0844 奈良県橿原市土橋町 495
TEL0744-33-9822

土庫病院 リハビリテーション科
635-0022 奈良県大和高田市日之出町1 2 番3号
TEL0745-53-5471 FAX0745-22-0517

中井記念病院 理学療法科
635-0051 奈良県大和高田市根成柿1 5 1- 1
TEL0745-21-1100 FAX0745-21-1101

奈良県立医科大学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
634-8521 奈良県橿原市四条町8 4 0 番地
TEL0744-29-8887

奈良県立医科大学附属病院 医療技術センターリハビリテーション係
634-0813 奈良県橿原市四条町8 4 0 番地
TEL0744-22-3051 FAX0744-22-4121

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター リハビリテーション科
638-0833 奈良県吉野郡大淀町大字福神8 番1
TEL0747-54-5000 FAX0747-54-5020

南和広域医療企業団 吉野病院 リハビリテーション部
639-3114 奈良県吉野郡吉野町大字丹治1 3 0 番1
TEL0746-32-4321 FAX0746-32-5512

南和広域医療企業団 五條病院 リハビリテーション室
637-0036 奈良県五條市野原西5 丁目2 番5 9号
TEL0747-22-1112 FAX0747-25-2860

南和病院 リハビリテーション科

638-0833 奈良県吉野郡大淀町大字福神1-181

TEL0747-54-5800 FAX0747-54-5700

パームリハビリ訪問看護ステーション リハビリテーション科

633-0064 奈良県桜井市戒重331ラポール桜井105

TEL0744-48-0909 FAX0744-48-0909

医療法人桂会 平尾病院 リハビリテーション科

634-0076 奈良県橿原市兵部町6-28

TEL0744-24-4700 FAX0744-25-4672

平成記念病院 リハビリテーション科

634-0813 奈良県橿原市四條町827

TEL0744-29-3300 FAX0744-29-3311

へいせいたかとりクリニック リハビリテーション課

635-0136 奈良県高市郡高取町大字兵庫202番地

TEL0744-48-3301 FAX0744-48-3302

平成まほろば病院 リハビリテーション科

634-0074 奈良県橿原市四分町82番地1

TEL0744-21-7200 FAX0744-21-7222

訪問看護ステーション ひゅっぐりー

634-0003 奈良県橿原市常盤町495-1 2階

TEL0744-48-0160 FAX0744-48-0161

訪問看護ステーション 人楽

635-0025 奈良県大和高田市神楽254-3

TEL0745-44-9948 FAX0745-43-7449

訪問看護ステーション かしの木 訪問リハビリテーション

634-0004 奈良県橿原市木原町90-3

TEL0744-20-2288 FAX0744-20-2550

ぼれぼれ八木西スクエア

634-0811 奈良県橿原市小綱町11-7

TEL0744-23-6100 FAX0744-23-6111

万葉介護サービスセンター

633-0065 奈良県桜井市吉備151

TEL0744-46-1725 FAX0744-46-4611

美吉野園居宅介護支援センター インクルーシブケアセンター美吉野園

638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊887の2番地桜ヶ丘コーポ

TEL0747-55-4005 FAX0747-55-9004

大和橿原病院 リハビリテーション科

634-0045 奈良県橿原市石川町81番地

TEL0744-27-1071 FAX0744-27-4609

大和高田市立病院 リハビリテーション科

635-0094 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

TEL0745-53-2901 FAX0745-53-2908

山の辺病院 リハビリテーション科

633-0081 奈良県桜井市草川60

TEL0744-45-1199 FAX0744-42-1320

UTケアシステム

634-0062 奈良県橿原市御坊町152

TEL0744-20-3353 FAX0744-20-3354

ユーター訪問看護ステーション

634-0007 奈良県橿原市葛本町220-6

TEL0744-20-3353 FAX0744-20-3354

吉本整形外科・外科病院 リハビリテーション部

639-2101 奈良県葛城市疋田676番地1

TEL0745-69-5353 FAX0745-69-5352

リハビリあ・える 訓練課

634-0007 奈良県橿原市葛本町299-1

TEL0744-21-8080 FAX0744-21-8877

リハビリデイサービスはあとぷらす

635-0011 奈良県大和高田市材木町2-5

TEL0745-60-6891

リハビリ訪問看護ステーションやまと

634-0004 奈良県橿原市木原町154-59

TEL0744-24-8600 FAX0744-24-8602

〔賛助会員名〕

五十音順

株式会社 イカリトンボ

636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町竜田 3 丁目 2-46

TEL0745-75-2028

株式会社 大床義肢

639-1045 奈良県大和郡山市小林町西 1 丁目 4-7

TEL0743-56-8944

株式会社 奈良義肢

630-8435 奈良県奈良市西九条町 3-2-23

TEL0742-62-7979

株式会社 富金原義肢

571-0039 大阪府門真市速見町 13-17

TEL06-6909-6528

株式会社 gene

461-0004 愛知県名古屋市東区葵 1-26-12 IKKO 新栄ビル 6 階

TEL052-325-6611

川村義肢 株式会社

574-0064 大阪府大東市御領 1-12-1

TEL072-875-8020

有限会社 関西義肢製作所

571-0048 大阪府門真市新橋町 29-1

TEL06-6908-0911

有限会社 ツザキ・ケア・ブレイス

636-0347 奈良県磯城郡田原本町新木 1-141

TEL0744-33-3678

(公社) 奈良県理学療法士協会
役員・部員・委員名簿

公益社団法人奈良県理学療法士協会

2022年度 役員・部員・委員名簿

会 長 (代表理事)	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
副 会 長 (業務執行理事)	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
副 会 長 (業務執行理事)	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
理 事	和田 善行	(平成記念病院)
理 事	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
理 事	北村 哲郎	(奈良県立医科大学附属病院)
理 事	中村 貴信	(介護老人保健施設 ウェルケア悠)
理 事	堀 義範	(訪問看護ステーションかしの木)
理 事	河村 隆史	(リハビリあ・える田原本)
監 事	江村 修二	(高井病院)
監 事	箕輪 希予志	(土庫病院)

(各局・各部)

事務局長	和田 善行	(平成記念病院)
総務部	廣池 裕美	(南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮	(奈良県西和医療センター)
財務部	中川 勝利	(訪問看護ステーションみそら)
福利厚生部	細川 彰子	(済生会中和病院)
社会局長	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
医療保険部	中村 洋貴	(高井病院)
介護保険部	浦上 貴仁	(きよ女性クリニック)
社会福祉部	高島 正治	(東大寺福祉療育病院)
理学療法啓発部	田中 満勝	(株) THYME)
学術局長	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
生涯学習部	中村 潤二	(西大和リハビリテーション病院)
研修部	岩佐 精志	(天理よろづ相談所病院)
学術誌部	徳田 光紀	(平成記念病院)
広報局長	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
会誌部	半田 学良	(潮田病院)
ホームページ管理部	久野 剛史	(松倉病院)

(各委員会)

第31回奈良県理学療法士学会準備委員会学会長	高島 正治	(東大寺福祉療育病院)
準備委員長	後藤 総介	(天理よろづ相談所病院)
第32回奈良県理学療法士学会準備委員会学会長	岩田 健二	(天理よろづ相談所病院)
準備委員長	山田 哲也	(天理よろづ相談所病院)
表彰審査委員会	西山 章太	(平成記念病院)
新人研修委員会	梅本 康明	(奈良県総合リハビリテーションセンター)
専門領域委員会	榮崎 彰秀	(さくらい悟良整形外科クリニック)
ブロック活動推進委員会	井上 裕水	(自宅会員)
選挙管理委員会	和田 祥武	(高の原中央病院)
スポーツメディカルサポート委員会	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
地域包括ケアシステム推進委員会	堀田 修秀	(秋津鴻池病院)
政策委員会	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)
学校保健・特別支援担当委員会	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
災害対策委員会	和合 弘貴	(秋津鴻池病院)
管理者ネットワーク推進委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
臨床実習指導者講習委員会	後藤 総介	(天理よろづ相談所病院)
糖尿病対策委員会	村上 康朗	(天理よろづ相談所病院)
循環器対策委員会	後藤 総介	(天理よろづ相談所病院)

〔公的委員会〕

奈良県医療安全推進協議会	和田 善行	(平成記念病院)
奈良県障害者介護給付費等不服審査会	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
日本医療マネジメント学会 奈良支部幹事会	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
奈良県高次脳機能障害 リハビリテーション講習会実行委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
奈良県介護実習・普及センター 運営委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
3士会合同訪問リハビリテーション 実務者研修会運営委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
なら介護の日実行委員会	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
高次脳機能障害支援体制検討委員会	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)

編 集 後 記

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に移行し、少しずつコロナ前の生活に戻りつつあります。会誌の発刊時期に関しましても今号より従来の通り7月に発刊することが出来ました。

今号では理学療法士の保育園や地域での活動、飛鳥ハーフマラソンの企画運営、その他男性PTの育休についての原稿を頂き、会員の皆様にとっても興味深い内容となっているのではないのでしょうか？是非ご一読下さい。

最後になりましたが、今号の編集に際しご多忙中にもかかわらずご協力いただきました皆様に心より感謝申し上げます。また会員の皆様の益々のご活躍を祈念し編集後記とさせていただきます。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会 会誌部 部長 半田 学良
部員 堀口 元司
鴨川 浩二
北川 翔太
福岡 弘崇
河合 成文

編集発行 広報局 会誌部

潮田病院介護医療院 リハビリテーション科

事務局 〒639-0226

奈良県香芝市五位堂三丁目599-2 ホワイトタウン301号室

発行日 2023年7月吉日

非売品